

〔寶曆集成絲綸錄十七〕寛延二巳年五月

近來男女ニ不限、青紙張之日傘指候者多ク相見候、人込等之場所ニ而も不宜、其上異成者候間、不可然事ニ候、右體之儀相止候様可致旨申渡ス、

寛延三年八月略○中

一去年中も申渡候、菅笠之代り、青紙にて張候小傘をさし候者、今以有之候、彌以可爲無用候、右之趣町中之者共、急度相守可申候、若風俗不宜候者於有之者、奉行所が急度答可有之候間、兼而申聞置候、主人者勿論、召仕又者、商賣人、職人并手間取、日用稼致し候者共迄、此旨急度可相守候、

八月

寛延三年八月略○中

一此間申渡置候、青紙張之日傘之儀、彌以無用可致候、此以後不相用者有之におゐては、奉行所が嚴敷可答旨申渡、

八月

〔承久軍物語三〕六月承久三年八日承久三年のこくに、日吉のやしろに御かうなる。○中 一ゐんは御なをしの下にはらまきをめし、御きばにめして、ひがさをさしかく、

〔明良洪範續篇二〕慶長年中、秀頼公ト神君ト御對顔有リ、其時秀頼公、大坂城ヨリ神君ノ御在所ニ條ノ城ノ行ク途中、加藤清正ト淺野長政ト高股立チニテ、秀頼公乘輿ノ左右ニ附キタリ、二條ノ城ヨリ御迎ヒトシテ、神君ノ御子息義直卿、頼宣卿御兩人、途中迄出ラレシガ、日傘ヲ用ヒラレシヲ、清正見テ、無禮ニ候、其日傘ヤメラレ候ヘトテ、ヤメサセケル、

〔當世武野俗談〕踊子ゑもんおてるお縁

元文の頃は、江戸中おどり子と云女有て、立花町、難波町、村松町を第一として所々に有○中 其内